

令和6年11月7日

「令和5年度特別用途食品（特定保健用食品を除く。）に係る栄養成分等、特定保健用食品に係る関与成分及び機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業（買上調査）」の調査結果について

令和5年度の本事業の実施結果と対応について以下のとおり公表します。
なお、今回の実施結果も含め、食品表示法第6条の規定に基づく指示を行う事案と判断されたものは、適正な表示に是正する旨の指示を行い、同法第7条の規定に基づき、商品名を含む指示内容を公表する等により、食品表示制度の適正な運営を図ってまいります。

1. 分析試験の結果

調査対象101商品について関与成分等の分析試験を実施した結果、許可等申請又は届出の際に提出された資料（以下「申請等資料」という。）の記載どおりであることが確認された中で、機能性表示食品2商品について、申請等資料に記載された含有量を下回る結果となった（表参照）。

（表）関与成分等の含有量が申請等資料の記載どおりと確認できたもの（単位：％）

特別用途食品	特定保健用食品	機能性表示食品
100 (n=2)	100 (n=15)	97.6 (n=84)

注：括弧内（n＝）は調査対象数

2. 申請等資料の記載と異なる事案の概要

① 事案1：

製造時、原材料中に機能性関与成分は十分含有されていたが、喫食時の状態では機能性関与成分の量が申請等資料に記載された含有量を下回っていた分析結果となったことが判明した。なお、当該届出者は当該ロットを含め当該商品の販売を中止し、届出を撤回した。

② 事案2：

機能性関与成分の量の分析結果が申請等資料に記載された含有量を下回った分析結果であったが、その後に届出者が分析機関に依頼して同一ロット品を分析したところ、申請等資料に記載された含有量を上回る結果であった。なお、当該届出者は当該ロットを含め当該商品の販売を中止し、届出を撤回した。

(参考1) 買上調査について

本事業は、食品表示制度に基づき許可等又は届出されて現に市場に流通している食品を買い上げ、申請等資料に記載された分析方法にのっとり分析試験を実施するものです。これは、当該食品中の成分の含有量の分析・検証を行うことを通じ、申請等を行う事業者の品質管理の質向上を図るとともに適正な表示による消費者への情報提供がなされることを目的として実施しています。

(参考2) 令和4年度及び令和5年度の買上調査の結果について

(表) 関与成分等の含有量が申請等資料の記載どおりと確認できたもの(単位:%)

	特別用途食品	特定保健用食品	機能性表示食品
令和4年度	100 (n=2)	100 (n=14)	98.1 (n=103)
令和5年度	100 (n=2)	100 (n=15)	97.6 (n=84)

注：括弧内(n=)は調査対象数

<問合せ先>

消費者庁 食品表示課 保健表示室

電話：03-3507-9220(直通)

担当：増田、伊藤、挽地、山中